

平成23年（ワ）第886号浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原告 石垣清水 外33名

被告 中部電力株式会社

原告準備書面 38

平成30年9月21日

静岡地方裁判所 民事第2部 合議係 御中

原告ら訴訟代理人を兼ねる

弁護士 鈴木 敏 弘

弁護士 河 合 弘 之

弁護士 青 山 雅 幸

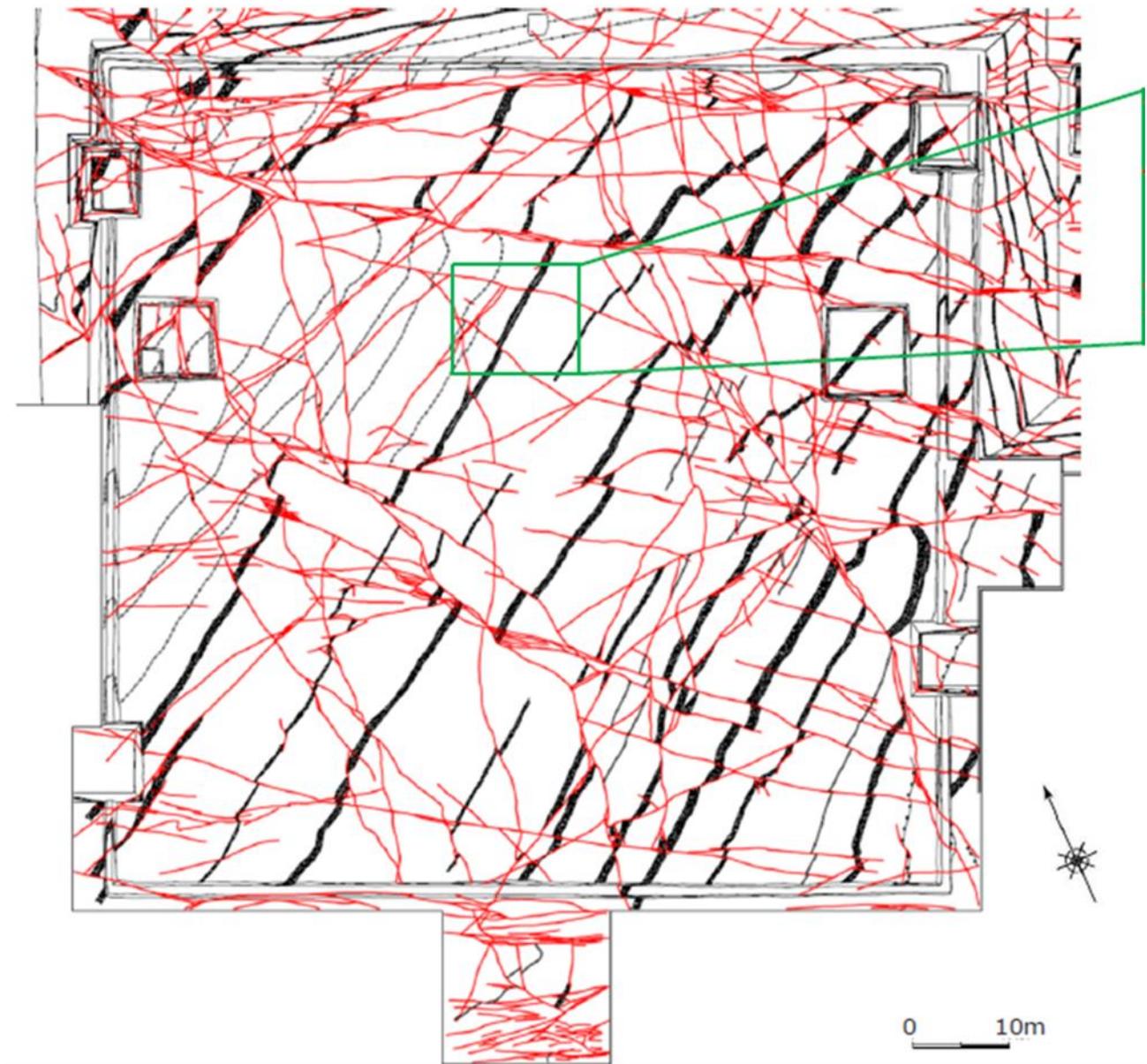
弁護士 大 石 康 智

外

目次

1	原子炉建屋直下の断層	2
2	A-17 活断層をめぐる無駄な抵抗	6
3	補足	12

1 原子炉建屋直下の断層



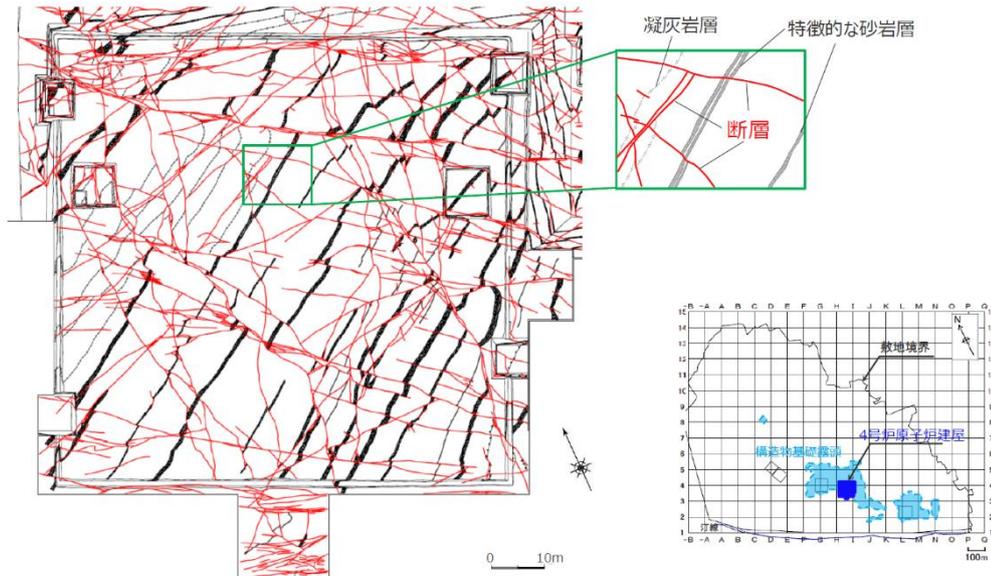
異様にヒビの入った模様。これは事故に遭った自動車のフロントガラスの模写ではない。浜岡原発4号機原子炉建屋直下に存在する、無数の断層（赤線）が織りなすひび割れを図面化したものであり、平成30年8月3日、原子力規制委員会の第608回審査会合に提出された（甲B84・26頁）。この重要

な図面が国に提出されたのは今回が初めてであったとみられる。

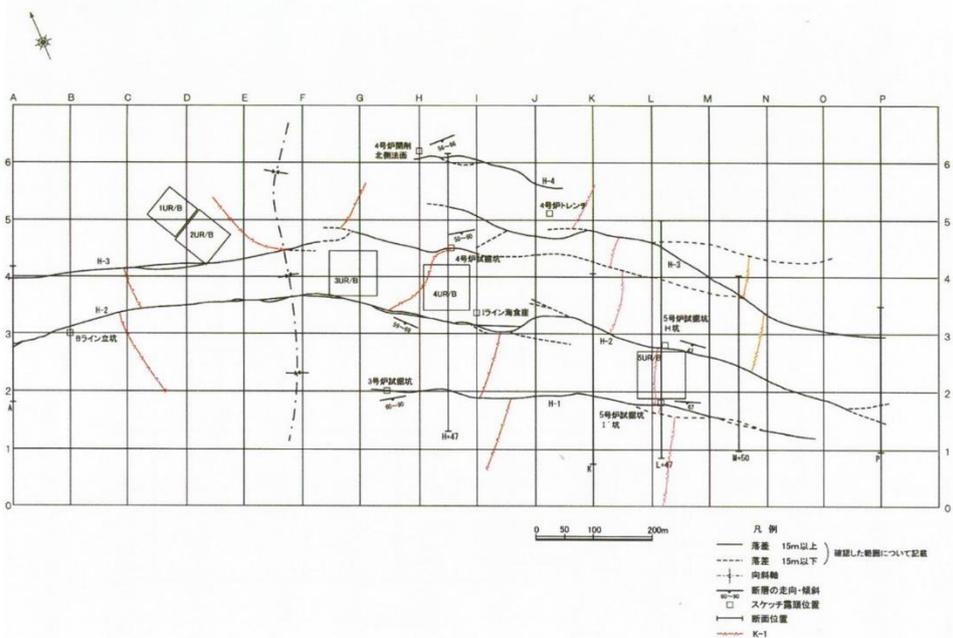
構造物基礎露頭調査の例（4号炉原子炉建屋基礎）



- 構造物基礎露頭の調査結果例を示す。
- 相良層は、砂岩泥岩のリズミックな互層であることから、変位の大小・細粒物質の有無に関わらず、断層が比較的容易に確認できる。
- 構造物基礎露頭では、断層の面的な分布を広範囲に確認できることから、断層の連続性（切り切れ関係）を確認しやすい。



さて、従前被告が国に提出していたのは下記地質図である（甲B33）。



第4-1図 地質水平断面図 (T.P. -11.5m断面)

ここに示されていたのは敷地を東西方向に横切る、H断層群であり、しかも原子炉建屋直下に断層は存在していないはずであった。

しかし、実際にはこのH断層群のみならず南北方向に走るA-17活断層グループも存在し、これらはまるで事故に遭って無数のひび割れが生じた自動車のフロントガラスのごとくまさに縦横に原子炉建屋直下に存在していたのである。

被告はこの「無数の断層」を最近まで知らなかったのであろうか？否である。

平成30年2月28日に、被告が原告らに交付した本件敷地等の写真（甲B83）には、以下のとおり無数の断層が写し出されている。被告はそれに番号までふっており、本件原発建設時に被告がこれらの断層を把握していたのは間違いない。

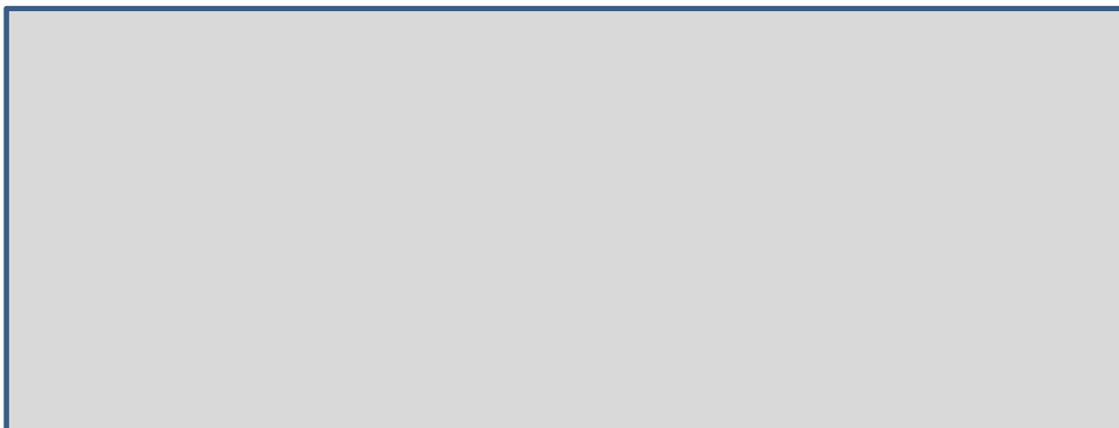


写真001（北）

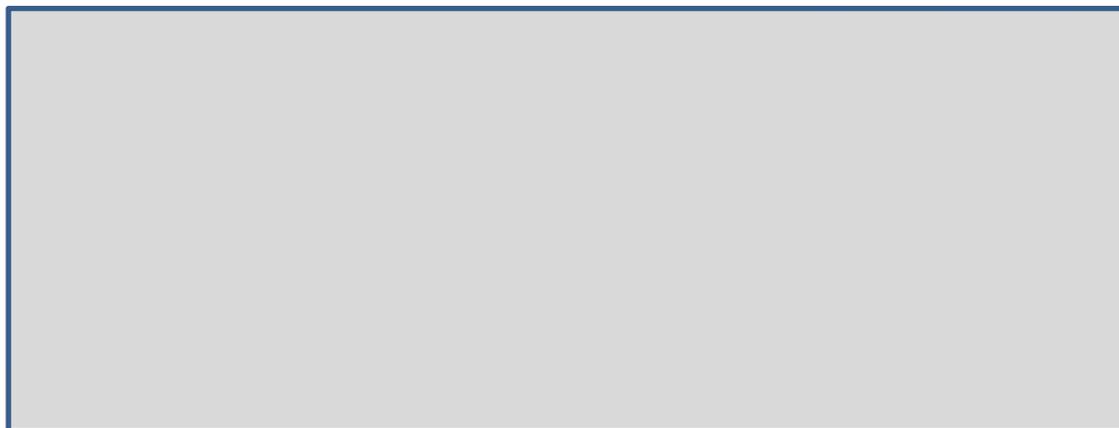


写真002（北）



写真003 (北)



写真004 (北)



写真113



写真114



写真115

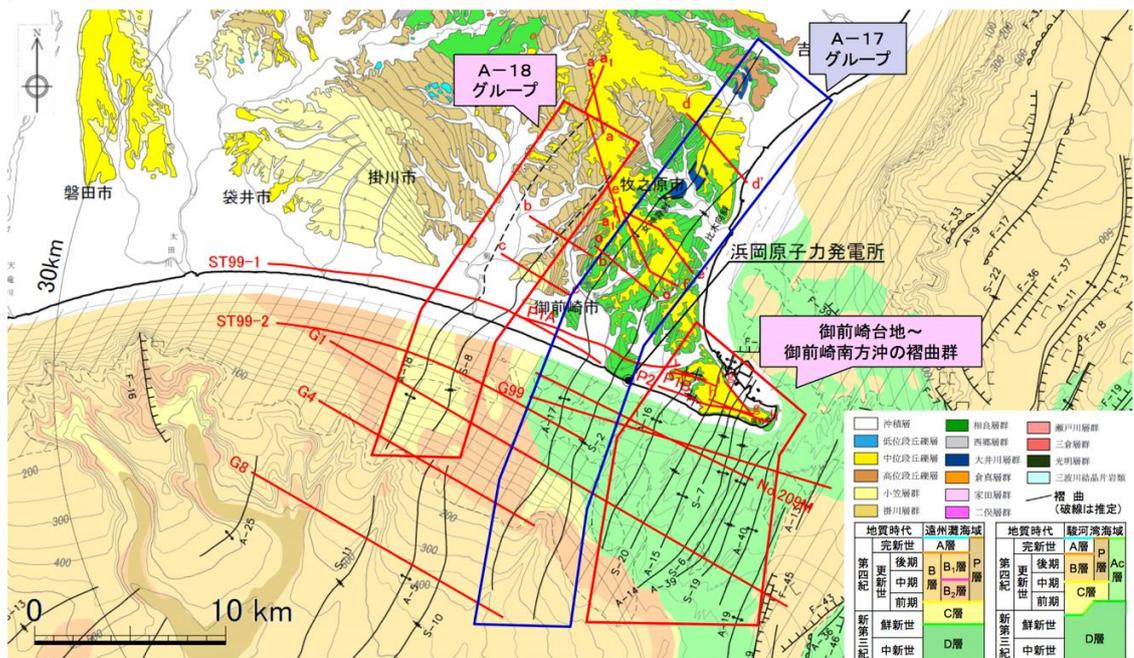
2 A-17 活断層をめぐる無駄な抵抗

被告は、この A-17 活断層グループについて、同じ褶曲構造によって形成された A-18 グループ (西側)、御前崎台地～御前崎南方沖の褶曲群 (東側) は活断層であることを認めながら、この A-17 グループのみは活断層ではないと無理な抵抗を続けてきたが、平成 28 年に活断層グループであることを認めた。

大陸棚から陸域に見られる褶曲構造の分布・形状(位置図)



• 音波探査記録、地表地質調査結果、反射法地震探査記録等に基づき、褶曲構造の分布について検討した。
 • その結果、敷地前面海域の大陸棚から陸域に掛けて、掛川層群あるいは相良層群に A-18 グループ、A-17 グループ、御前崎台地～御前崎南方沖の褶曲群が、いずれも北北東-南南西方向に連続して分布していることが確認できる。



© 2016 Chubu Electric Power Co., Inc. All rights reserved.

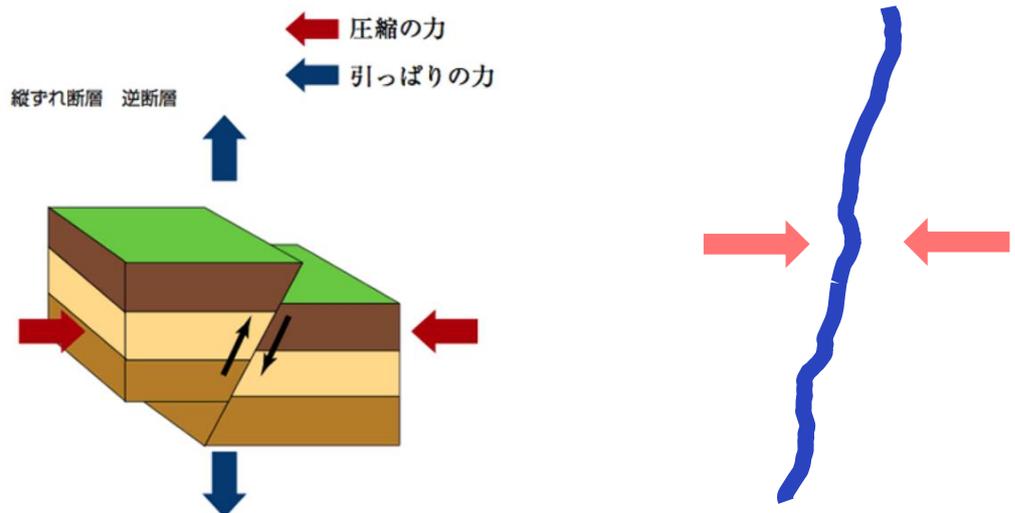
ところが、原発敷地内だけは活断層ではない、とおおよそ非科学的な主張を本件訴訟及び原子力規制委員会でも行っている。断層が原発敷地内であるか否かを見極める能力を備えているか、あるいはプレートを連続的に動かし続けているプレートテクトニクスの方が原発敷地内にはなぜか及ばないという不思議な現象が起きているか、そのどちらかなのであろう。

被告は、このそもそも論には答えることなく、「切り切れ」論 (先に形成された南北方向の断層グループを後から重力滑りで形成された H 断層グ

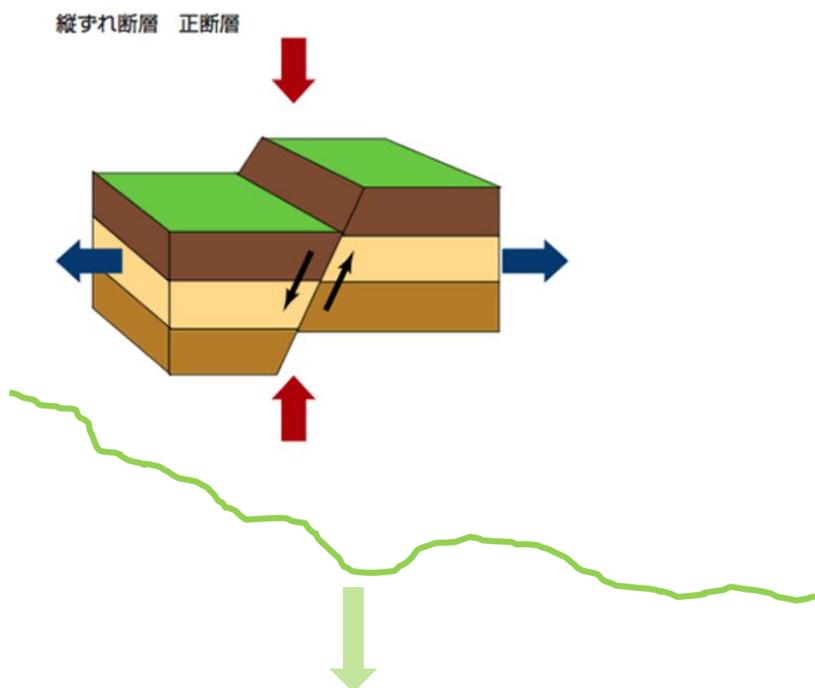
ループが切っている)でもって敷地内にある断層でもっとも新しいのは H 断層グループであり、活断層は存在しない、と主張している。

しかし、この主張は明らかに誤りである。「切り切れ」論でわかるのは、断層が形成された前後関係だけである。

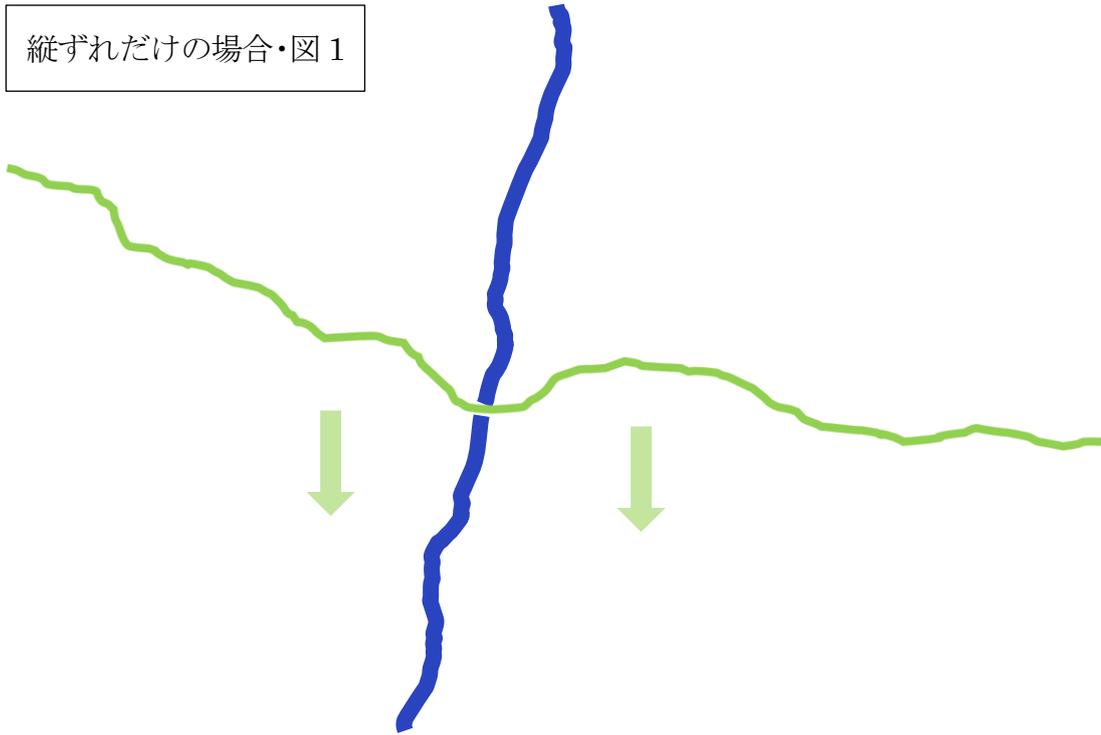
①先に生じた断層 (A-17) が、生ずる。本件では南北の逆断層である。



②後から重力滑り断層 (H) が生ずる。本件では東西の正断層である。

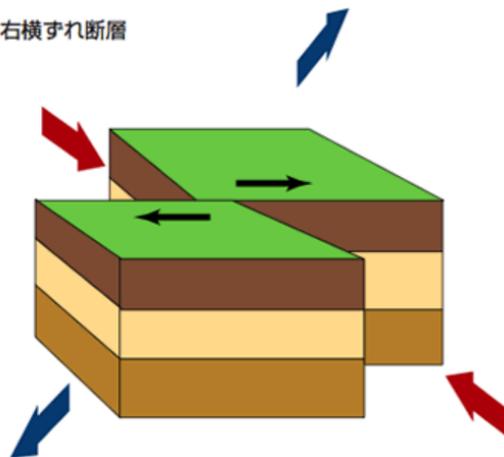


縦ずれだけの場合・図1

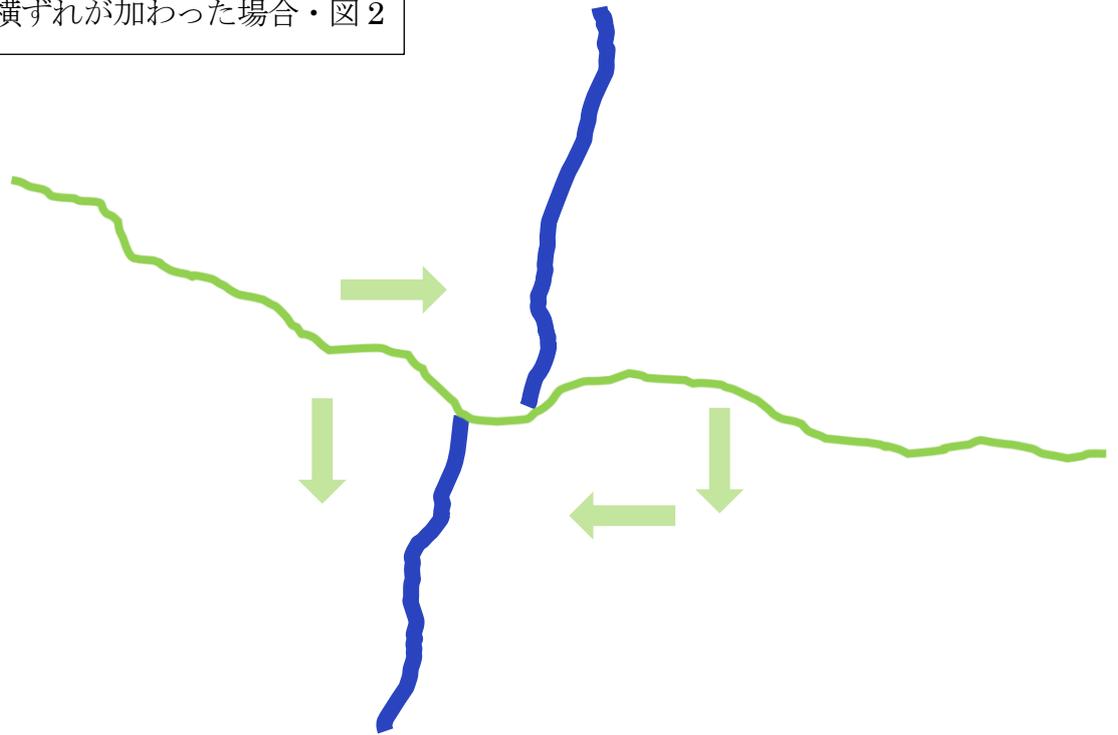


②' H断層が出来たとき、垂直方向だけではなく、横ずれの力が加わって
いれば、A-17断層の連続性が損なわれる。これが、「切り切れ」であ
る。

右横ずれ断層



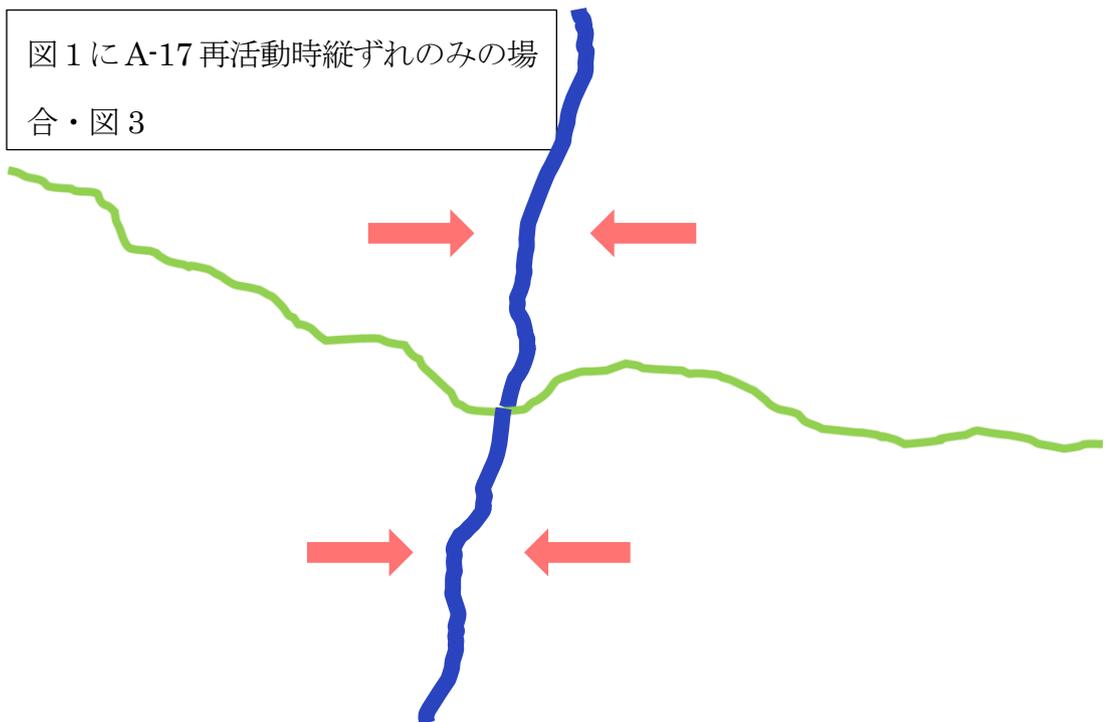
横ずれが加わった場合・図2



その後は、この②と②' のバリエーション毎にさらに場合がわかる。

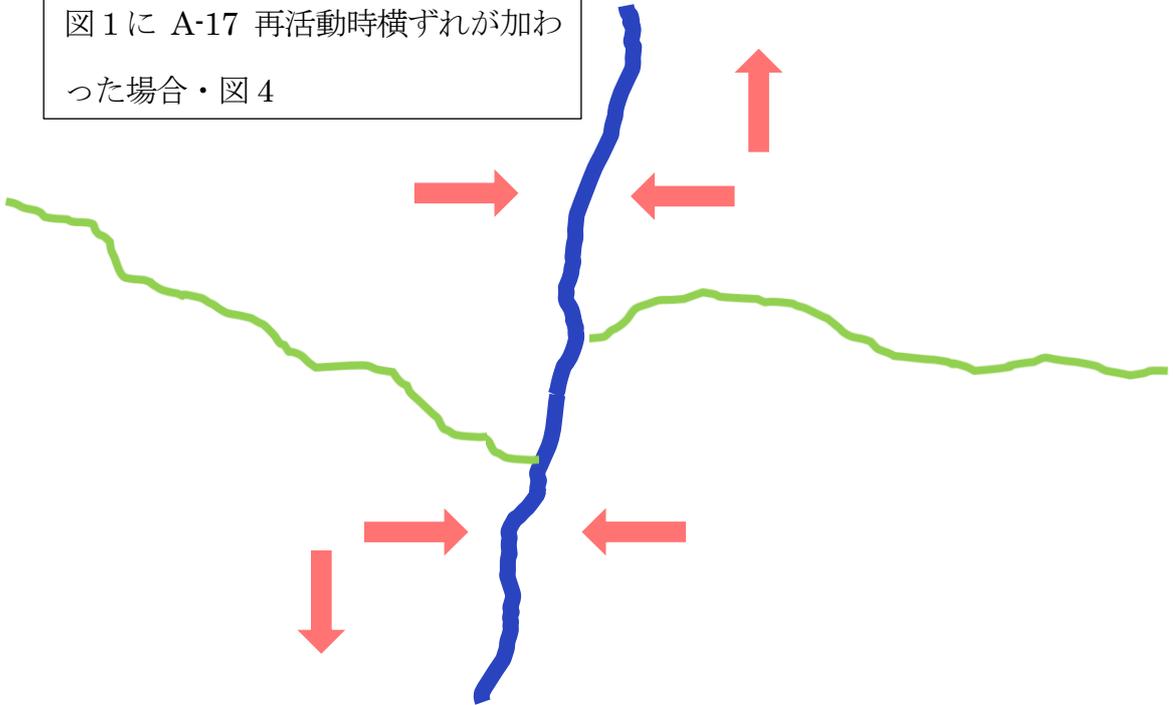
③H断層生成時縦ずれのみの場合(②)で、その後の地震時にA-17断層が再び動いたときに、縦ずれのみであればH断層を切らない。

図1にA-17再活動時縦ずれのみの場合・図3



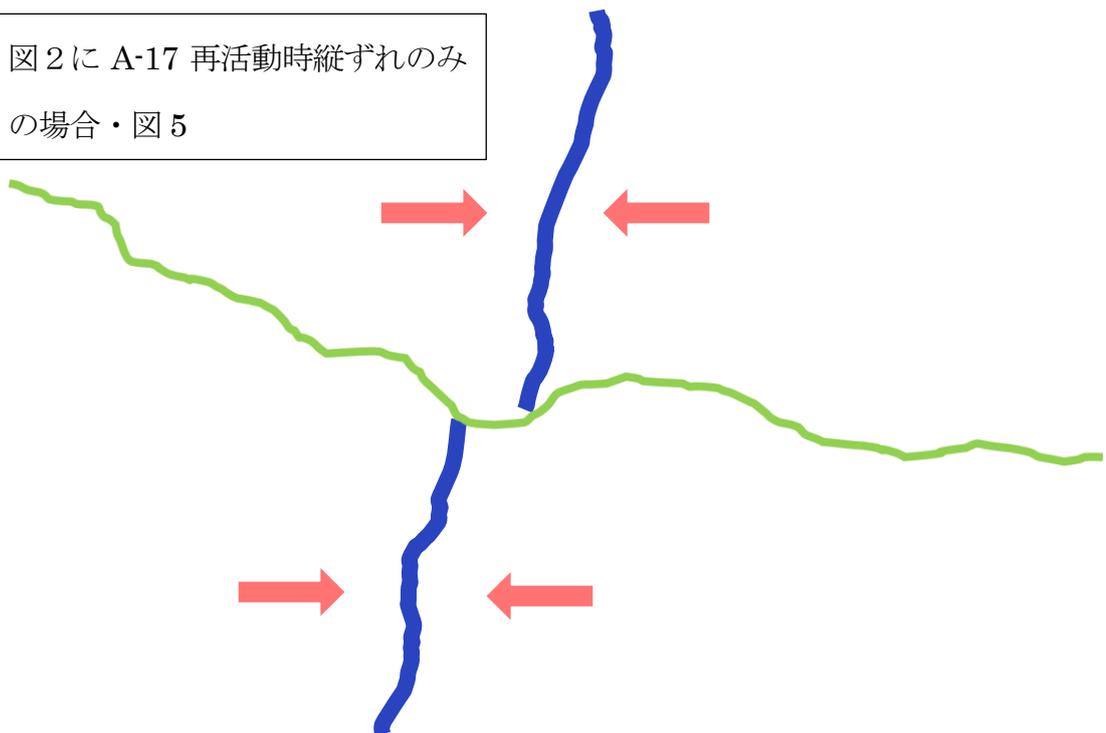
③' H断層生成時縦ずれのみの場合(②')で、その後の地震時にA-17断層が再び動いたときに、横ずれが加わればH断層を切る。

図1にA-17再活動時横ずれが加わった場合・図4



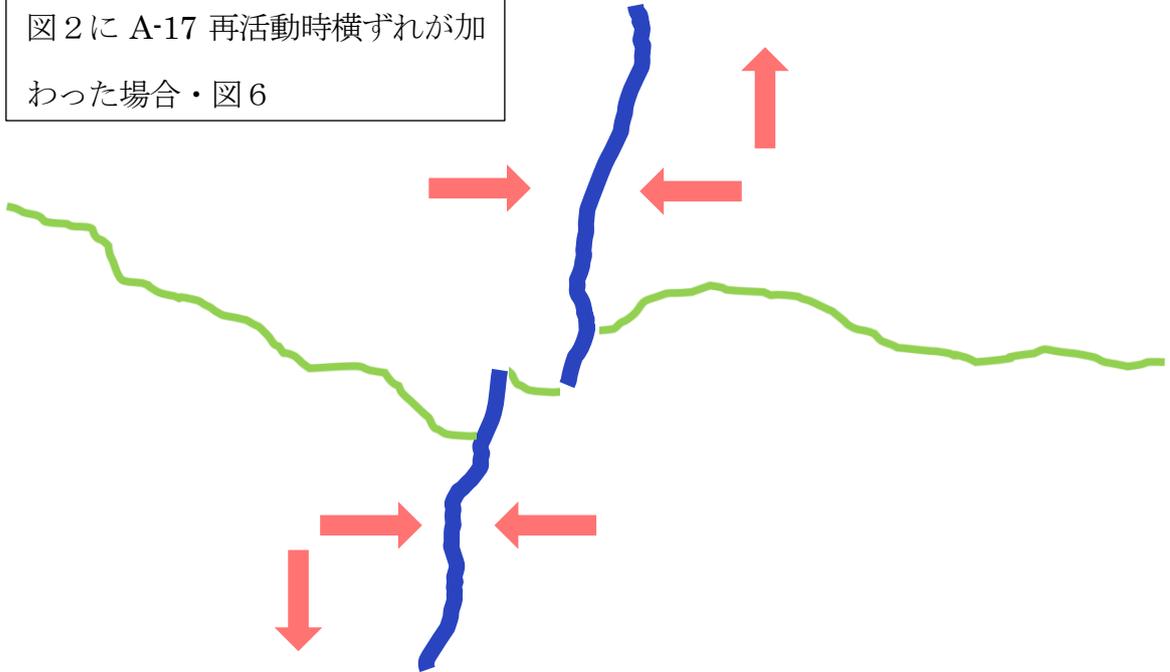
④H断層生成時横ずれが加わった場合(②')で、その後の地震時にA-17断層が再び動いたときに、縦ずれのみであればH断層を切らない。

図2にA-17再活動時縦ずれのみの場合・図5



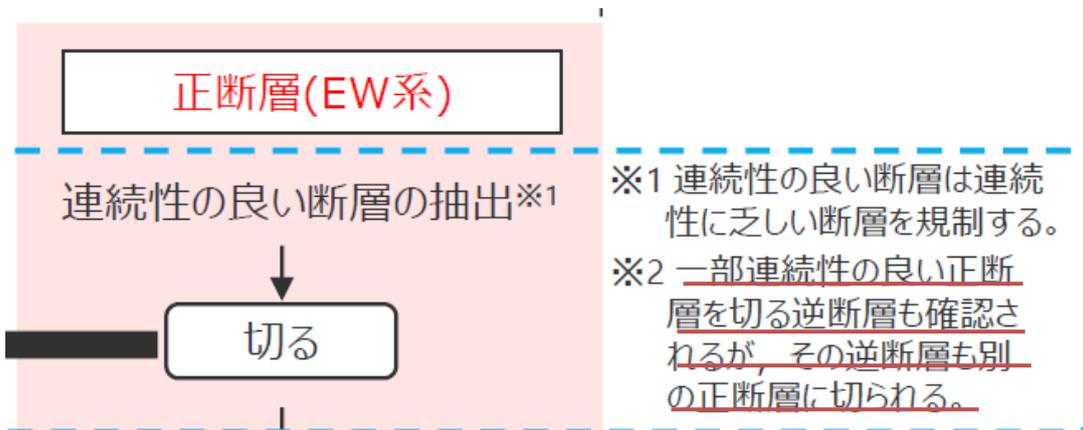
④' 断層生成時横ずれが加わった場合(②')で、その後の地震時にA-17断層が再び動いたときに、横ずれが加わればH断層を切る。

図2にA-17再活動時横ずれが加わった場合・図6



したがって、H断層の生成時にH断層に横ずれが加わったか否か、そして、その後のA-17断層の再活動時にA-17断層に横ずれが加わったか否かによって、図3～6の4通りの「切り切れなし」もしくは「切り切れ」関係が生じるのである(本書面末尾別表参照)。

そして、実際に、4号機敷地においては、A-17がH断層を切っている場合、また切られている場合のいずれも観察されているのである。下記は、平成30年8月3日、被告が原子力規制委員会に提出した自白である(甲B84・37頁)。



「切り切れ」があるので A-17 断層グループは活断層ではないという被告主張は明白に誤りである。

なお、東京大学地震研究所の恒石幸正氏は「岐阜県中部地震に関連した断層」と題する論文において、「畑佐断層と三尾河断層とは第四紀以前に一続きの断層として形成された古い断層である。一方、大原断層は第四紀にうまれた新しい右ずれ断層であり、畑佐一三尾河断層を切っている。それにもかかわらず、三尾河断層は非常に新しい左ずれ活断層地形を呈しており、畑佐断層は 1969 年に地震を発生させるという最新の活動歴をもっている。したがって、この場合、断層相互の切り合い関係から、切られた断層は切った断層よりも古いと単純に結論することはできないことになる。三者は第四紀において共役な関係下にある断層として認識するべきである。」(甲 B 8 5 ・ 1 3 5 頁)と指摘している。大原断層と畑佐一三尾河断層の関係は、まさに被告主張が誤りであることの動かぬ証左である。

3 補足

被告は、これら無数の断層の存在を秘匿していたところ、4号機の再稼働についての新規制基準適合性審査において、審査会合からコメントにより詳細な資料の提出を求められ、やむなくこれを開示したものである。

また、本件訴訟においても原告らの求積明に一部応じて提出した前記各

写真について、異例の「著作権」（そもそも単に工事現場の記録写真に過ぎない写真に著作権が成立するかについては多大な疑問がある）を主張し、その公開を拒絶してこれもまた隠蔽を図っている。

被告には300万静岡県民のみならず日本の行く末に重大な影響をもたらす原子力発電所を、プレート境界における巨大な地殻変動の影響を受ける場所に設置してしまった事業者としての責任感と公正の観念が欠けている。原子力発電所の安全性に特に問題がないと真に考えているのであれば、地質図も最初から提出すべきであったし、写真の公開を阻む必要はない。また、追加の求釈明にも答えるべきである。すべての情報を堂々と開示されたい。

以上